

## 前 文

大学における学術研究は、研究者の学問的良心の下、知的好奇心を源とし自由に行われるものであり、このような知的活動を担う研究者は、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受することができる。一方、専門家として地域社会の負託に応える重大な責務を有するとともに研究者自身による倫理的な自律が要求される。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し説明責任を果たす必要がある。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過てば、社会に対し深刻な被害を与える恐れがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

これらの基本的認識の下、京都華頂大学及び華頂短期大学（以下「本学」という。）において学術研究に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことはもちろんのこと、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学における学術研究が適正かつ円滑に遂行され持続的に社会への責任を果たしていくため、学術研究の基本的倫理の指針として「京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理指針」をここに定める。

## 1 目的

京都華頂大学（以下「本大学」という。）及び華頂短期大学（以下「本短大」という。）における研究が適正かつ円滑に遂行され、自律的に社会への責任を果たして持続的に社会からの信頼を得ることを目的として、本学において研究に携わる者（以下「研究者」という。）が常に自覚し、遵守すべき規範として研究倫理指針（以下「本指針」という。）を定める。

## 2 研究者の定義

本指針における研究者とは、本学に所属する教員の他、本学で研究活動に従事するすべての者をいう。ただし、学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

## 3 研究者の責務

### (1) 学術研究における不正行為の防止

ア 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、剽窃・盗用などの不正行為を行わないこと、また加担しないことはもとより、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

イ 研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理、配慮を行う。

### (2) 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、研究費の使用に当たっては、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、本学規則及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール

等を遵守する。

(3) 契約の遵守、守秘義務

研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学が定める手続に則り行い、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

(4) 研究成果の適切な発表

ア 研究者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢とする。

イ 研究者は、学術論文等の発表に際し、著者や共著者、実験・分析等にかかわった人の記載や既に発表されている関連データの利用や著作権等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

(5) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査に当たる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

(6) 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（指針）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重する。

(7) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。

(8) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、本学規則に基づき適正な取扱いを行うものとする。

(9) 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、本学規則に基づき情報公開を行い、適正なマネジメントを行うものとする。

4 本学の責務

(1) 研究環境の整備と倫理教育

ア 本学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と適性に応じた力量形成に配慮する。

イ 本学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び研究倫理教育を実施するものとする。

ウ 本学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。

エ 本学は、研究の実施、研究経費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。

オ 本学は、研究者が利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など紛争的な事象が生じた場合は、その解決に向けて必要な措置を講じる。

(2) 研究倫理審査委員会の設置

ア 本学は、本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、研究倫理審査委員会を設置する。

イ 研究倫理審査委員会に関する事項は、別に定める。

(3) 研究倫理指針に反する行為等への対応

ア 本学学長は、研究者に本指針に反する行為等が発見された場合には事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。ただし、本学学長が必要と判断したときは、別に調査委員会を設置して調査を行うことができる。

イ 公的研究費の管理及び監査に関する必要な事項は、本学の公的研究費取扱規程による。

5 本指針の改廃については、京都華頂大学評議会及び華頂短期大学評議会の議を経て、本大学学長が行う。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。